

三田市移住者向け住宅ローン利用者助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住の促進を図るため、本市と連携協定を締結した金融機関の移住者向け住宅ローン（以下「移住者向け住宅ローン」という。）を利用する者に対し助成金を交付することに関し、三田市補助金等交付規則（平成9年三田市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成金交付の対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市外から本市に転入した者
- (2) 本市へ転入する前に、三田市移住相談窓口「Sanda 住まいる」で相談を行った者
- (3) 移住者向け住宅ローンを利用した者
- (4) 暴力団員（三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第9号）第2条に規定する暴力団員をいう。）ではない者

(助成金の額)

第3条 助成金は、1世帯あたり1万円とし、予算の範囲内において支給するものとする。

(申請及び決定)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三田市移住者向け住宅ローン利用者助成金交付申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて転入日後3月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の続柄の記載された住民票の写し
- (2) 移住者向け住宅ローンの利用を証明する書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定しなければならない。

3 市長は、前項の規定により、助成金の交付又は不交付を決定したときは三田市移住者向け住宅ローン利用者助成金交付（不交付）決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(手続きの省略)

第5条 規則第18条の規定に基づき、規則第11条及び同第13条に規定する手続きは省略する。

(様式)

第6条 この要綱の施行に関し必要な様式は、市長が別に定める。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年11月19日から施行する。